

社会福祉法人ひだまり

日中一時支援事業所 ひだまり運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ひだまりが開設するひだまり（以下「事業所」という。）が行う米原市・長浜市地域生活支援事業における日中一時支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の利用者に対し、適正な日中一時支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者に対し、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を行うものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って日中一時支援の提供を行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称及び所在地	ひだまり	滋賀県米原市能登瀬 1322-1
名称及び所在地	ひだまり	滋賀県米原市下多良 1 丁目 150

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1 名

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。

（2）職員

支援員 2 名～5 名程度

職員は、日中一時支援の提供にあたる。

（3）事務職員 1 名（非常勤職員）

必要な事務処理を行う。

（開所日及び開所時間）

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

（1）開所日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く。

（2）開所時間 午前 8 時から午後 6 時までとする。

（3）提供時間 午前 8 時から午後 6 時までとする。

(日中一時支援の利用定員)

第6条 日中一時支援の利用定員は12名とする。

(日中一時支援の内容及び利用者から受領する費用の額)

第7条 日中一時支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等の介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康管理
- (4) 送迎

2 事業所は、日中一時支援を行った際には、利用者から当該利用者の負担上限額の範囲内における利用者負担額のほか、次の各号に掲げる費用を受けられるものとする。

- (1) ひだまり 食材料費 600円
おやつ費 100円(1食)
ほっぷひだまり 食材料費 500円
おやつ費 100円(1食)

- (2) 入浴費用 中間浴(一般家庭と似た浴室)を利用する場合 300円
特浴(ミスト浴使用の場合)を利用する場合 500円

- (3) 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用

3 事業所は、代理受領を行わない場合は利用者から米原市・長浜市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に係る地域生活支援事業に関する条例から算出される費用の額の支払を受けられるものとする。

4 事業所は、第2項及び第3項に定める支払を受けたときは、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対して交付しなければならない。

5 事業所は、前項までに定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を受けなければならない。

(事業利用に当たっての留意事項)

第8条 職員は、利用者に対して職員の指示に従って日中一時支援の提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- (2) 利用中は事業所の規則を守り、他の利用者の迷惑にならないようにする。
- (3) 施設と共有している設備は他の迷惑にならないように利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 職員は、日中一時支援の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害・感染症対策・業務継続計画)

第 10 条 非常災害・感染症に適切に対応するために、別に定める消防計画及び業務継続計画等に基づき、日頃から必要な措置を講ずるものとする。

2 非常災害・感染症の発生の際にその事業が継続できるよう、行政、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう講ずるものとする。

3 職員に消防計画及び業務継続計画等について定期的に周知し、研修及び訓練を定期的に行うとともに必要に応じて消防計画及び業務継続計画等の変更を行うものとする。

（事業の主たる対象とする障害種別）

第 11 条 事業の主たる対象とする障害種別は、次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）精神障害者

（４）障害児

（虐待防止のための措置の概要）

第 12 条 事業所は、日中一時支援の提供に当たっては、障害児者の人権擁護のために職員に対する人権意識、知識や技術の向上を行い、障害児者に対する虐待を未然に防止する取り組みを行う。

2 事業所は、障害児者に対する虐待防止について障害児者やその家族等に対して指導するとともに、障害児者に対する虐待を発見した場合は、関係機関へ速やかに連絡し、虐待の早期発見に努めるものとする。

（苦情解決）

第 13 条 事業所は、提供した移動支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 14 条 事業所は、利用者に対して適切な日中一時支援を提供するため、職員の勤務体制を整備するとともに、職員の資質の向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に含むものとする。

4 関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示する。また、利用者及びご家族の情報の使用に関しては、あらかじめ別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

5 事業所は、事業所の職員、実習生、ボランティア（以下「職員等」という）が、利用者又は利用者に関係する者により次のハラスメント行為を受けた場合、当該利用者に関する契約を解約することができる。

（１）身体的ハラスメント：身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員等が回避したため危害を免れたケースを含む）

【例】

・包丁（刃物）を向ける

- ・首を絞める
- ・たたく、殴る、蹴る、噛みつく
- ・ひっかく、つねる
- ・服を引きちぎる
- ・手を払いのける
- ・唾を吐く
- ・物を投げつける

(2) 精神的ハラスメント：個人の尊厳や人格を言葉によって傷つけたり、おとしめたり、敬意の欠如を示す行為

【例】

- ・無視し続け、サービス提供ができない
- ・奇声、大声を発する
- ・怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける
- ・職員等にいやがらせをする
- ・気に入っている職員等以外のサービスを拒否する
- ・刃物を胸元からちらつかせる
- ・謝罪して正座、土下座等するよう強く求める
- ・業務終了後も要望を次々と出される
- ・契約業務以上のサービスを強要する
- ・家族が利用者の発言をうのみにし、理不尽な要求をする
- ・掃除等の際に自宅の備品を破損させたと決めつけ賠償を迫る
- ・「盗人」と言い続ける
- ・「この程度できて当然」と理不尽なサービスを要求する
- ・「たくさん保険料を支払っている」とサービス基準以上を強要し、断ると苦情を言う
- ・利用料金を数か月滞納し、「請求しなかった事業所にも責任がある」と支払を拒否する

(3) セクシュアルハラスメント：意に添わない性的誘いかけや行為者に対する好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

【例】

- ・必要もなく手や腕を触る
- ・抱きつく
- ・ヌード写真を見せる
- ・あからさまに性的な話をする
- ・卑わいな言動を繰り返す
- ・職員等の衣服等に手を入れる

(4) その他、社会通念に照らして著しく不当である行為

【例】

- ・要求内容、又は要求態度が著しく不当なクレーム（要求）
- ・故意に、事業所の建物、設備、備品などを汚損、破損させる
- ・インターネット上に、誹謗・中傷を掲載する
- ・職員等に対し、つきまとい等（身体の安全、住居等の平穏、名誉、行動の自由を害し、あるいはそのような不安を覚えさせるような行為）を反復して行うこと（「ストーカー

行為等の規制等に関する法律」により規制されている行為)

・特定の職員等に、個人的な相談を頻回又は長時間行う

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本事業所が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。
2. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
5. この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。
6. この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。